
「定款」等の一部改正について

日証協 平 21. 2. 20

本協会では、平成21年2月16日開催の臨時総会において承認された「定款」の一部改正について、同年2月20日付けで金融庁長官の認可を受けた。

また、併せて、「定款の施行に関する規則」等についても、一部改正等を行った。

本改正は、金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除することを目的として、本協会が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第32条の2第2項第7号に規定する「不当要求情報管理機関」の登録を受け、反社会的勢力に関する情報の収集及び提供業務を行うとともに、会員の反社会的勢力排除の取組みに関する支援業務を行うにあたり、当該業務について定款への明記を図るため行われるものである。

また、併せて、会員が同機関から反社会的勢力に関する情報の提供を受けた場合において、当該情報の目的外使用の禁止等を定めたものである。

本改正については、一部を除き、本協会が国家公安委員会より不当要求情報管理機関の登録を受けた日である平成21年3月26日に施行された。

本改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

「定款」等の一部改正について

平成 21 年 2 月 20 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

金融商品取引及び金融商品市場から反社会的勢力を排除することを目的として、本協会が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 32 条の 2 第 2 項第 7 号に規定する「不当要求情報管理機関」の登録を受け、反社会的勢力に関する情報の収集及び提供業務を行うとともに、会員の反社会的勢力排除の取組みに関する支援業務を行うにあたり、当該業務について定款への明記を図るため、別紙のとおり、定款の一部を改正することとする。

併せて、会員が同機関から反社会的勢力に関する情報の提供を受けた場合において、当該情報の目的外使用の禁止等を定めるため、別紙のとおり、定款の施行に関する規則の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

(1) 本協会が行う業務の追加

- ① 本協会が行う業務に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第 32 条の 2 第 2 項第 7 号に規定する不当要求情報管理機関として情報の収集及び提供を行うこと。」及び「会員の反社会的勢力排除の取組みに関する支援を行うこと。」を追加する。

(定款 第 7 条第 1 項第 15 号及び第 16 号 新設)

- ② 上記業務に関する事項を決議する権限を証券戦略会議に、執行する権限を証券戦略会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。

(定款 第 56 条第 3 項第 1 号)

(2) 提供を受けた情報の目的外使用の禁止等

- ・ 会員は、不当要求情報管理機関から反社会的勢力に関する情報の提供を受けた場合には、当該情報を金融商品取引及び金融商品市場からの反社会的勢力排除の目的以外に使用してはならない旨等を規定する。

(定款の施行に関する規則 第 16 条第 2 項 新設)

(3) その他所要の整備

- ① 上記(1)①の改正に伴い、経理規則で引用する定款第 7 条第 1 項の号の繰下げに対応するための修正を行う。
(経理規則 第 32 条第 4 項)
- ② 金融商品取引法施行令の改正に伴い、定款で引用する同施行令の枝番号の繰下げに対応するための修正を行う。
(定款 第 3 条第 5 号)

3. 施行の時期

この改正は、国家公安委員会より、本協会が不当要求情報管理機関の登録を受けた日から施行する。ただし、定款第3条第5号の改正については、平成21年2月20日から施行する。

以 上

「定款」の一部改正について

平成21年2月20日

(下線部分変更)

新	旧
(定 義) 第3条 (現行どおり) 1 〃 (現行どおり) 4 5 店頭デリバティブ取引等 金商法第2条第8項第4号に規定する店頭デリバティブ取引等 (<u>金融商品取引法施行令第1条の8の4第1項第2号</u>に該当するものを除く。)をいう。 6 〃 (現行どおり) 9 (業 務) 第7条 (現行どおり) 1 〃 (現行どおり) 14 15 <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の2第2項第7号に規定する不当要求情報管理機関として情報の収集及び提供を行うこと。</u> 16 <u>会員の反社会的勢力排除の取組みに関して支援を行うこと。</u> 17 (現行どおり) 2 (現行どおり)	(定 義) 第3条 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1 〃 (省 略) 4 5 店頭デリバティブ取引等 金商法第2条第8項第4号に規定する店頭デリバティブ取引等 (<u>金融商品取引法施行令第1条の8の3第1項第2号</u>に該当するものを除く。)をいう。 6 〃 (省 略) 9 (業 務) 第7条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。 1 〃 (省 略) 14 (新 設) (新 設) 15 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的達成に必要な業務を行うこと。 2 (省 略)

新	旧
(理事会の権限) 第 56 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 1 第 7 条第 1 項第 1 号から第 10 号までに掲げる業務及び同項第<u>17</u>号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(同項第 10 号に掲げる業務にあつては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。)に係る事項 2 } (現行どおり) 7 3 (現行どおり) 1 第 7 条第 1 項第 10 号から第<u>16</u>号までに掲げる業務及び同項第<u>17</u>号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(同項第 10 号に掲げる業務にあつては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務に限る。)に係る事項 2 } (現行どおり) 3 4 (現行どおり) 付 則 この改正は、国家公安委員会より、本協会が不当要求情報管理機関の登録を受けた日	(理事会の権限) 第 56 条 (省 略) 2 (省 略) 1 第 7 条第 1 項第 1 号から第 10 号までに掲げる業務及び同項第<u>15</u>号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(同項第 10 号に掲げる業務にあつては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。)に係る事項 2 } (省 略) 7 3 第 1 項の規定にかかわらず、理事会は、次の各号に掲げる事項を決議する権限を証券戦略会議に、これらを執行する権限を証券戦略会議に属する理事及び執行役に、それぞれ委任する。ただし、本協会の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、理事会が自ら行うことを妨げない。 1 第 7 条第 1 項第 10 号から第<u>14</u>号までに掲げる業務及び同項第<u>15</u>号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(同項第 10 号に掲げる業務にあつては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務に限る。)に係る事項 2 } (省 略) 3 4 (省 略)

新	旧
から施行する。ただし、第 3 条第 5 号の改正については、平成 21 年 2 月 20 日から施行する。	

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

平成21年2月20日

(下線部分変更)

新	旧
(秘密の保持等) 第 16 条 (現行どおり) <u>2 会員は、定款第 7 条第 1 項第 15 号に規定する業務により本協会から情報の提供を受けた場合には、その情報を金融商品取引及び金融商品市場からの反社会的勢力排除の目的以外に使用し、又はみだりに他人に提供してはならない。</u> 付 則 この改正は、国家公安委員会より、本協会が不当要求情報管理機関の登録を受けた日から施行する。	(秘密の保持等) 第 16 条 役員、自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会その他の委員会等の委員、あつせん委員、若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を洩らし、又は盗用してはならない。 (新 設)

「経理規則」の一部改正について

平成21年2月20日

(下線部分変更)

新	旧
(基金の管理及び運用) 第32条 基金は、前条第2項に規定する特別会計ごとに区分して管理し、理事会が定める基準により運用する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) 4 前項に掲げる公正化勘定とは、公正化に資する事業(定款第7条第1項第1号から第10号までに掲げる業務及び同項第17号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(同項第10号に掲げる業務にあつては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。)をいう。以下同じ。)に係る事項に関する会計を処理する勘定とし、活性化勘定とは、活性化に資する事業(同項各号に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係る事項に関する会計を処理する勘定とする。 5 (現行どおり) 付 則 この改正は、国家公安委員会より、本協会が不当要求情報管理機関の登録を受けた日から施行する。	(基金の管理及び運用) 第32条 基金は、前条第2項に規定する特別会計ごとに区分して管理し、理事会が定める基準により運用する。 2 (省 略) 3 (省 略) 4 前項に掲げる公正化勘定とは、公正化に資する事業(定款第7条第1項第1号から第10号までに掲げる業務及び同項第15号に掲げる業務のうちこれらに類する業務(同項第10号に掲げる業務にあつては、協会の役員及び従業員の業務に関する知識の研さんの機会を設け、その技能の向上を図る業務を除く。)をいう。以下同じ。)に係る事項に関する会計を処理する勘定とし、活性化勘定とは、活性化に資する事業(同項各号に掲げる業務をいう。以下同じ。)に係る事項に関する会計を処理する勘定とする。 5 (省 略)